

特定教育・保育施設 利用者 各位

三郷市こども未来部すこやか課

保育継続利用希望及び令和 9 年 4 月からの
保育施設の変更（転所）申込について（ご案内）

日頃より、本市の子ども・子育て行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和 9 年 4 月からの保育施設の継続利用及び、保育施設の変更（転所）の申込みについて、お知らせいたします。

記

1. 来年度以降の保育継続利用について

例年、ご提出いただいた現況届から世帯の支給認定事由の状況を確認させていただき、支給認定が継続する方は進級の取扱いとしております。現況届を審査した結果、支給認定が継続できない方についてはすこやか課からご連絡をいたします。

※現況届の提出がお済みでない方は、至急すこやか課へご連絡ください。

2. 保育施設の変更（転所）のお申し込みについて

現在、在籍している保育施設から他の保育施設への変更（転所）を希望される場合は、別添「施設等利用変更調整申込書」に希望施設の記入及び裏面確認事項にチェックを行い、「児童の健康状況調書（転所申込者用）」とあわせてご提出ください。なお、転所選考に用いる保育の必要性の選考指数は、提出期限（必着）までにすこやか課へ提出のあった最新の就労証明書等によって算定しますので、現況届のご提出後に支給認定事由に係る家庭状況の変更がある場合は、届出をお願いします。（※提出期限での状況で点数をつけますので、期限までに提出があっても点数が変わらない場合がございます。例）就労開始日が、提出期限より先の日付である場合等）

希望先の施設の定員に余裕がない場合は、継続して現在入所中の施設へ通っていただくこととなりますので、ご了承ください。

【提出期限】

令和 8 年 11 月 4 日（水）まで

【提出場所】

現在、在籍している保育施設 又は すこやか課窓口

【提出書類】

「施設等利用変更調整申込書」

「児童の健康状況調書（転所申込者用）」

※来年度も現在と同じ施設を利用したい方は提出不要です。

裏面あり

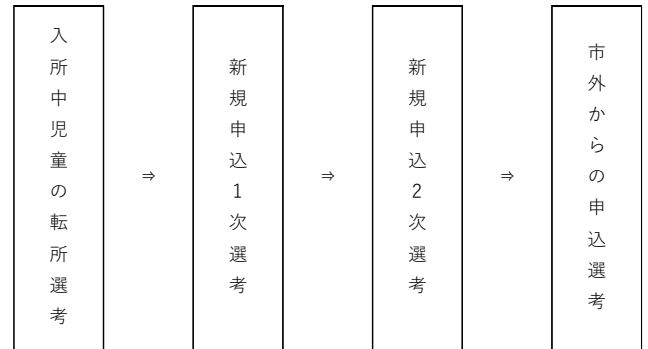
そ の 他

希望施設が第4希望以降もある場合は、在籍園へ配付の「施設等
利用変更調整申込書（第4希望以降）」にご記入ください。

3. 転所申込に関する注意事項

- ・令和8年10月までの保育料に未納がある方は、転所選考の際に不利になります。10月末までに支払いを済ませてください（納付書がお手元がない方は、お問い合わせください）。
- ・4月は右図のように選考をします。施設の受け入れ体制や辞退・退所により入所可能人数に変動が生じた場合でも、改めて転所の選考は行いません。
- ・各施設の情報につきましては、三郷市ホームページにて公開中の令和9年度保育利用希望申込みのてびき等をご確認ください。

《選考の全体的な流れ》



問い合わせ

三郷市こども未来部

すこやか課 保育係

電話 048（930）7784（直通）